鹿追町保育施設等利用調整基準表

令和8年度

【基本点】

該当する理由のうち、**最も点数が高い理由１つを基本点**とします。
父または母の**基本点が低い方**を当該世帯の基本点とします。

保育を必要とする理由				基本点
① 就労	月の就労時間（含む休憩時間）	180 時間以上		10
		160 時間以上	180 時間未満	9
		140 時間以上	160 時間未満	8
		120 時間以上	140 時間未満	7
		100 時間以上	120 時間未満	6
		80 時間以上	100 時間未満	5
		80 時間未満		4
② 妊娠中または出産後８週間を経過する日の翌日が属する月の月末までの間にある場合				10
③ 疾病・障害	疾病	入院（１ヶ月以上の入院加療を要すると診断されたもの）		10
		自宅療養	長期療養（１か月以上の安静を要するもの）	10
			一般加療（通院している場合）	3
	障害	身体第１・２級、精神第１・２級、知的(Ａ)		10
		身体第３級、精神第３級、知的(Ｂ)		5
④ 介護・看護 ※1	保護者が親族等（在宅療養または長期入院等）を常時、介護または看護している場合			4～10
⑤ 災害復旧に当たっている場合				10
⑥ 求職活動中（ハローワークカード等の証明するものの添付必須。起業準備を含む。）				3
⑦ 就学 ※1（職業訓練を含む）	週４日以上かつ日中の就学時間が　７時間以上			8
	週４日以上かつ日中の就学時間が　６時間以上			7
	週４日以上かつ日中の就学時間が　５時間以上			6
	週４日以上かつ日中の就学時間が　４時間以上			5
⑧ 虐待・ＤＶ	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある場合（要支援家庭）等			11
⑨ 育児休業中	復職することを前提としている場合			9
⑩ その他	児童福祉の観点から特に保育の必要性が高いと判断した場合			状況に応じ判断

※１　加えて就労している場合は、合算時間を算出し「①就労」に基づいて点数化します。

【補正点】

該当するすべての**補正点を基本点に加算**し、合計点が高い順に入園(所)優先度が高いものとします。

世帯の状況に応じた項目		補正点
① ひとり親世帯		10
② 復職しているまたは見込みの場合（育児休業・産後休暇終了）		4
③ ２人以上のきょうだいが同時に入園(所)を希望している場合	３人以上または双生児	3
	２人	2
④ ３人以上子どもがいる場合（入園(所)希望年度内に１８歳以下の子ども）		1
⑤ 生活保護世帯で自立支援のため必要と認められる場合		状況に応じ判断
⑥ ６０歳以下の祖父母等が同居しており、保育が可能な場合		-2
⑦ 前年度より入園待機中であり、継続した申込をしている場合		1
⑧ 鹿追町内において、保育士として勤務または就職が内定している場合		10

○同点の場合の優先度の判断

優先度	判断基準
高	・就労時間　※理由が「①就労」の場合のみ
↓	・基本点の高い順
↓	・階層区分の低い順
低	・世帯の状況から総合的に判断